

## 議案第 58 号

市営住宅に係る駐車場使用料及び督促手数料支払いに関する訴え提起前の和解の追認について

市営住宅に係る明渡し及び滞納家賃支払いに係る訴え提起前の和解に関し、駐車場使用料及び督促手数料の未払い部分については市長専決処分事項の範囲を超え和解したことから、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、次のとおり議会の追認議決を求める。

令和6年5月17日提出

京丹後市長 中山 泰

### 1 事件の表示 令和6年（イ）第1号

### 2 事件の概要

相手方が令和3年4月から家賃及び駐車場使用料の支払いを滞納し、催告を行ったが支払をしなかったことから、市営住宅の入居決定を取消し、市営住宅を明渡すとともに民事訴訟法第275条第1項の規定による和解を求めたところ、未払金3,011,700円（駐車場使用料36,000円及び督促手数料3,500円を含む。）について、相手方が和解条項のとおり履行することに同意したため、令和6年3月28日、宮津簡易裁判所にて相手方と和解が成立した。

### 3 和解の概要

- (1) 賃貸借契約が、令和6年2月29日相手方の債務不履行を原因とする市による入居決定の取消（解除）によって終了したことを相互に確認する。
- (2) 相手方は、市に対し、令和3年4月1日から令和6年2月29日までの未払賃料の合計3,011,700円（家賃2,972,200円、駐車場使用料36,000円及び督促手数料3,500円）の支払義務があることを認める。

- (3) 利害関係人は、(2) 記載の相手方の債務を連帯して保証する。
- (4) 相手方及び利害関係人は、市に対し、連帯して(2) 記載の金員を債務弁済計画表のとおり分割して支払う。
- (5) 市、相手方及び利害関係人は、市と相手方との間、及び市と利害関係人との間には、本件に関し、和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。
- (6) 和解費用は相手方及び利害関係人の負担とする。

4 和解の日 令和6年3月28日

5 和解の相手方 京丹後市在住 賃貸借契約者及び利害関係人

#### 提案理由

地方自治法第180条第1項の規定に基づく市長専決処分事項(平成21年京丹後市議会告示第1号)第2号の規定に、駐車場使用料及び督促手数料は家賃に付随しているものとして和解したものの、駐車場使用料及び督促手数料は家賃とは別の債権であることから、民事訴訟法第34条第2項に規定する追認に準じ、行為の時にさかのぼってその効力を生じさせるため、地方自治法第96条第1項第12号に規定する議会の議決を必要とするものである。

## 和解条項

- 1 申立人及び相手方■■■■■は、別紙物件目録記載の建物（以下「本件建物」という。）に関する公営住宅法及び京丹後市営住宅条例に基づく申立人の相手方■■■■■に対する平成10年■■■月■■■日付入居承認により開始した申立人・相手方■■■■■間の賃貸借契約が、令和6年2月29日相手方■■■■■の債務不履行を原因とする申立人による入居決定の取消（解除）によって終了したことを相互に確認する。
- 2 申立人は、相手方■■■■■に対し、本件建物の明渡しを令和6年5月31日まで猶予する。
- 3 相手方■■■■■は、申立人に対し、前項の期日限り、本件建物を原状に回復して明渡す。
- 4 相手方■■■■■は、本件建物を明渡したときに、本件建物内に残置した動産については、その所有権を放棄し、申立人が自由に処分することに異議がない。ただし、この処分費用は、相手方■■■■■の負担とする。
- 5 相手方■■■■■は、申立人に対し、令和6年3月1日（第1項記載の解除日の翌日）から明渡し済みまで1か月97,700円の割合（なお、1か月に満たない期間の損害金は、1か月を30日として日割計算した額とする。）による賃料相当損害金の支払い義務があることを認める。
- 6 相手方■■■■■が本件建物の明渡しを第2項記載の期限までに履行したときは、申立人は、相手方■■■■■に対し、前項記載の金員の支払義務を免除する。
- 7 相手方■■■■■が第3項記載の本件建物の明渡し義務を第2項記載の期限までに履行しないときは、相手方■■■■■は、申立人に対し、第5項記載の金員全額を直ちに支払うとともに、第2項記載の明渡し期限の翌日から明渡し済みまで、1か月102,000円の割合（なお、1か月に満たない期間の損害金は、1か月を30日として日割計算した額とする。）による損害金を第5項記載の損害金に付加して支払う。
- 8 相手方■■■■■は、申立人に対し、令和3年4月1日から令和6年2月29日までの本件建物の家賃、駐車場使用料及び督促手数料の未払賃料の合計3,011,700円の支払義務があることを認める。
- 9 利害関係人■■■■■は、第8項記載の相手方■■■■■の債務を連帯して保証する。
- 10 相手方■■■■■と利害関係人■■■■■は、申立人に対し、連帯して第8項記載の金員を別紙債務弁済計画書のとおり分割して、毎月1日（1日が閉庁日のときは翌開庁日）に申立人方に現金を持参する方法により支払う。
- 11 相手方■■■■■及び利害関係人■■■■■が、前項の金員の支払を怠り、かつその額が105,000円に達したとき、又は第

2項記載の本件建物の明渡し義務の不履行があったときは、当然に期限の利益を失い、相手方[REDACTED]と利害関係人[REDACTED]は、申立人に対し、第8項記載の金員から既払金を控除した残金を直ちに支払う。

12 申立人、相手方及び利害関係人は、申立人と相手方との間、及び申立人と利害関係人との間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。

13 和解費用は相手方及び利害関係人の負担とする。